

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要

危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、昨年度に発生した災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

1 主な修正内容

(1) 令和5年1月からの大雪を踏まえた修正

- ・ライフラインの途絶等を予防するための事前伐採の推進
→道路管理者、県、市町村、ライフライン事業者、その他関係機関は、倒木による道路やライフラインの途絶、孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・避難所として活用できる施設の把握と資機材の整備
→市町村は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設を把握するとともに、必要な資機材等の整備に努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）支援
→県は、地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）を支援するよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）

(2) 災害対応体制の充実・強化

- ・県及び関係機関による合同対策協議の実施
→県は、必要に応じて関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施することを追記（災害応急対策編 第2部 組織体制計画）
- ・防災行動計画（タイムライン）の作成
→県は、災害時に発生する状況を予測し、県等の各機関が実施する対応を時系列で整理した「防災行動計画（タイムライン）」を作成するよう努めることを追記（災害予防編 第2部 組織体制計画）
- ・広域受援実施大綱の作成
→県内で大規模災害が発生した場合の県外からの広域的な受援に関する体制及び手順等の基本的な事項については「鳥取県広域受援実施大綱」によることを追記（災害予防編 第4部 防災関係機関の連携推進計画）

(3) 避難促進、避難所環境の整備

- ・住民避難の促進（ハザードチェック、マイ・タイムライン作成、災害情報提供）
→県は、市町村と協力し、住民がハザードを見ることができる取り組み等を推進するとともに、住民一人ひとりの主体的な早期避難ができるよう避難スイッチの取り組みやマイ・タイムラインの作成、住民が避難等を判断するための情報を得られる仕組みの整備等をより一層推進していくことを追記（災害予防編 第1部 総則）
- ・医療的ケアを必要とする者の避難の支援にあたっての留意事項の追記
→医療的ケアを必要とする者については、避難に際して本人の介助に加えて医療機器等の搬送が必要になることから、多くの支援を要することや、避難先において医療機器を稼働させるための電源の確保が重要であること等に留意が必要であることを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）

- 外部給電機能のある電動車両の確保等
→県は、避難所の停電時における電源の確保を図るため、備蓄する発電機のほか、事業者と締結する協定に基づき発電機や外部給電機能のある電動車両を確保する等して、市町村へ提供することを追記（災害応急対策編 第5部 避難対策計画）

(4) 被災者支援に係る取組の推進等を踏まえた修正

- 被災者の生活復興支援（災害ケースマネジメント）の実施体制の整備
→鳥取県災害ケースマネジメント協議会を中心として、関係機関が連携して災害ケースマネジメントを実施することを追記（災害予防編 第14部 被災者支援計画、災害応急対策編 第14部 被災者支援計画）
- 罹災証明の発行体制の整備
→市町村は、デジタル技術の活用による罹災証明書発行業務の効率化、迅速発行について検討を進め、県は、市町村と調整の上、損害保険会社と連携した住家被害認定の効率化を検討することを追記（災害予防編 第11部 住宅対策計画）

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行う。

2 県民等への意見募集結果

(1) 意見募集の期間

5月24日（水）から6月14日（水）まで

(2) 意見総数（応募者数）

2件（1名）

(3) 応募のあった意見の内容と県の考え方

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
1	<p>（津波の監視） 「震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する」とあるが、津波注警報の発表がない中で30分間監視する意味はあるのか。 山崩れによる津波を想定している場合はその旨を記載してはどうか。</p>	<p>【県の考え方】 （災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画） 気象庁では、地震発生後約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、非常にわずかな時間での発表となるため、津波の予測には技術的な限界があるとされており、正確に状況を把握するためには、津波警報等の発表がなくても海面の状態の監視は必要と考えている。 なお、津波の監視について、津波の発生原因を限定しているものではない。</p>
2	<p>（津波の監視） 「日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要」との記述があるが、別頁では、日本海北部の地震による津波の到達時間が岩美町内では1時間40分とあるなど、2時間以内に到達する想定となっている。 この記述は誤解を招くため削除してはどうか。鳥取沖以外は津波の到達まで2時間という間違った安心感を与えないようお願いします。</p>	<p>【意見を踏まえた対応】 （災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画） 本記述については、津波の監視に関する注意書きとして、日本海北部で地震が発生した場合の目安として記載しているものであるが、指摘を踏まえ、「日本海北部など地震の発生場所によっては、津波の到達までに1時間以上を要する可能性がある」と修正する。</p>